



# 経理の窓 12月号

平成22年12月1日号

この一年間ありがとうございました。明年も良き年になりますように。

## 今月の税務

法人  
地方税 : 10月決算法人の確定申告と納税  
固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

## 所得税を多く納めすぎたときは

法人の役員をしているAさんから、平成21年分の役員報酬が、未払いになっていて支払われる見込みがないので、給与所得を減らして申告をし直すと税金が戻りますか？とのお尋ねがありました。

給与等に未払いがあるときは、源泉徴収票に、未払いの金額と未徴収の税額を『内×××円』と記載しますが、Aさんの源泉徴収票には、記載がありませんでした。

Aさんが、給与所得のみであって、年末調整だけで、確定申告はしていなければ、年末調整の計算のし直しや、市区町村へ訂正した支払調書の提出と事情の説明や資料の提出等で、市県民税の減額を受けられますが、給与所得の他に不動産所得や雑所得もあり、確定申告をされていました。

確定申告をしている場合は更正の請求の手続きをします。Aさんには、訂正した源泉徴収票と未払給与の額がわかる資料を持って税務署に、相談に行かれるようおすすめしました。

### 『更正の請求の出来る期間』

更正の請求書は、法定申告期限から1年以内に提出します。平成21年分の所得税の確定申告に対する更正の請求は、平成23年3月15日まで、できることになります。

後発的事由により所得税の金額等に異動が生じた場合又は前年分の税額等について更正等があった場合は、それらの事実が生じた日の翌日から2ヶ月以内に提出します。

平成22年10月20日に公表された相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の計算の取扱いの変更は、後発的事由に該当します。取扱いの変更を知った日の翌日から2ヶ月以内に提出することになります。平成17年分について、早い方は、今年の12月末日に提出期限を迎えます。

確定申告をすれば還付を受けられるのに、確定申告をしていない場合は、法定申告期限から5年以内であれば、申告書を提出して、還付を受けることができます。市県民税や国民健康保険料（税）が、増える場合もありますので、総合的にどうなのかご判断されますように。

## 確定申告をする必要がある方

所得税の確定申告は、（１）納税額がある場合、（２）還付を受ける場合、（３）翌年以後に純損失等の繰越控除を受けたい場合（確定損失申告）に行います。（２）及び（３）については、納税者の任意となっています。

### （１）確定申告をする必要のある方（納税額がある場合）

- ①事業所得や不動産所得などがある方
- ②給与所得者のうち確定申告する必要がある方
  - \* 給与の収入が、2,000万円を超える方
  - \* 1ヶ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
  - \* 2ヶ所以上から給与を受けている方
  - \* 年の途中で退職したため年末調整を受けていない方
  - \* 同族会社の役員などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
  - \* 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた方
  - \* 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受けるときに所得税を源泉徴収されないこととなっている方
- ③公的年金等の雑所得がある方
- ④退職所得がある方（一般的には必要ありませんが、必要な場合があります。）

### （２）確定申告をすれば還付を受けられる場合

（還付申告をしなければ、還付を受けることはできません。）

- \* 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けられる方が出来る方
- \* 平成22年の途中で退職した後、就職しなかった方
- \* 予定納税の額が申告納税額よりも多い方

### （３）確定損失申告をすることができる場合

純損失や雑損失があつて、翌年以降繰越控除を受けるため、又は、その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受ける場合等には、確定損失申告をする必要があります。

（損益通算）

不動産所得や事業所得、譲渡所得の金額の赤字は、他の所得から控除します。このことを損益通算といいます。赤字を差し引くには、差し引く所得に順番があります。

居住用財産については、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の通算、特定居住用財産の譲渡損失の通算があります。

（繰越控除）

損益通算してもなお控除しきれない赤字がある場合、所定の確定申告書を提出すれば、赤字のてた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

繰越控除には、純損失の繰越控除（一般の場合と青色申告の場合）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、雑損失の繰越控除があります。